

遺伝資源が国境を越えるとき

～研究者が無視できなくなった生物多様性条約に関する勉強会～

日時

2013年8月5日(月)

15:00～17:30(受付開始14:45)

参加費無料

対象者： 山口大学教員、職員、URA、
CD、学生(特に留学生)、
公的機関の研究者等々

場所

山口大学 吉田キャンパス
(山口市吉田1677-1)

共通教育棟4階 41番教室

主催： 山口大学 大学研究推進機構

生物多様性条約に基づいて2010年に採択された名古屋議定書では、遺伝資源を利用して得られた利益を、提供国と利用国とで分け合うことが決められています。すでに提供国側の各国ではそれぞれの国内法の準備作業を始めており、海外から遺伝資源を含む試料を国内に持ち込む場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。我が国では現在、環境省を中心に国内利用に関する措置を検討中です。

遺伝資源の学術研究利用について生物多様性条約の啓発を図るために、文部科学省の指導の下、国立遺伝学研究所に学術対策チームが設置されました。本勉強会では、この遺伝研チームの専門家をお招きし、大学等の研究者や研究支援者が知っておくべき留意点について分かり易く解説していただきます。

なお当日は、研究者からの個別の相談も受け付けます。具体的な案件をお持ちでご相談を希望される方は申込み時にその旨お知らせください。

15:00～15:05 開催挨拶

15:05～16:05 講演「遺伝資源研究と生物多様性条約」
国立遺伝学研究所知的財産室 ABS学術対策チーム チームリーダー 森岡一 氏

休憩

16:10～17:10 講演「名古屋議定書(国内措置)の現状と将来」
国立遺伝学研究所知的財産室 室長 鈴木陸昭 氏

17:10～17:25 質疑応答

17:25～17:30 閉会挨拶

参加申込書

お申込みの際は、下記の申込書の各事項をご記入のうえ、E-mail又はFAXにてご連絡くださいますようお願いいたします。ご記入いただく個人情報につきましては、今回の勉強会のみ使用し、これ以外の目的で利用することはありません。

お名前	ご所属	電話番号	FAXまたは e-mail(もしあれば)	個別相談 (有りは○)

切7月30日(火)必着 当日でもご参加頂けますが、準備の都合上、事前申込みにご協力ください。

お問い合わせ & お申込み先： 山口大学 大学研究推進機構 URA室(吉田共通教育棟2階)
TEL: 083-933-5255 Fax: 083-933-5728 E-mail: ura@yamaguchi-u.ac.jp

